

令和 7 年第 16 回（9 月） 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 10 時
- 2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
- 3 付議事項
 - 議案第 83 号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第 84 号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第 85 号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第 86 号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第 87 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第 88 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第 89 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議 1 上越市長選挙における立候補予定者説明会の開催及び提出資料について
 - 協議 2 上越市長選挙における選挙公報の配布について
 - 協議 3 上越市長選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について
 - 協議 4 令和 7 年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について
- 5 報告事項
 - 報告 1 令和 7 年第 4 回（9 月）上越市議会定例会の審議日程等について
 - 報告 2 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 6 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長明推協会長賞 「みんなの未来 あなたが変える その一票」 三和中学校 2 年 渡邊 旭 さん

議案第 83 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 8 月 1 日 から 令和 7 年 8 月 31 日 の間の	死亡者数 A	95	103	198
	転出者数 B	313	230	543
	職権消除者数 C	0	0	0
抹 消 者 数 (A+B+C) D		408	333	741

議案第 84 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 7 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 7 年 6 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	75,040	78,406	153,446
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	610	424	1,034
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	1,327	1,181	2,508
今回定時登録における新規登録者数 F	436	317	753
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	74,759	77,966	152,725

議案第 85 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 7 年 9 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	152,725 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,055 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,455 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	50,909 人

(9 月 1 日告示予定)

< 参考 >

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対す る合併協議会設置についての投票 請求	市町村の合併の特例に関する法律 第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求(副市長、選挙 管理委員、監査委員)	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関 する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項	〃

議案第 86 号 在外選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏 名	生年月日	性別	登 録 種 別 (登 録 日)	登録申請日	備考
		女	最終住所地 (令和 7 年 9 月 1 日)		
		男	最終住所地 (令和 7 年 9 月 1 日)		

< 参考 >

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 8 月 6 日現在） の名簿登録者数	A	24	55	79
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	1	1	2
令和 7 年 9 月 1 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	25	56	81

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 87 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 7 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 6 月 1 日 から 令和 7 年 8 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	274 (1)	311 (0)	585 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	1,049 (1)	872 (3)	1,921 (4)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	4 (0)	1 (0)	5 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G		1,327 (2)	1,184 (3)	2,511 (5)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 88 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 7 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 7 年 6 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	75,174 (134)	78,816 (410)	153,990 (544)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	1,327 (2)	1,184 (3)	2,511 (5)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	1,045 (1)	742 (1)	1,787 (2)
令和 7 年 9 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	74,892 (133)	78,374 (408)	153,266 (541)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 89 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 7 年 9 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 153,266 人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 | 3,065 人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 | 38,317 人 |

（9 月 1 日告示予定）

< 参考 >

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

協議 1 上越市長選挙における立候補予定者説明会の開催及び提出資料について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催し、資料を提出してよいか協議する。

- 1 立候補予定者説明会
 - ・ 日 時 令和 7 年 9 月 13 日（土）午後 2 時から
 - ・ 会 場 市民プラザ
 - ・ 出席制限 各陣営 2 人まで
- 2 提出資料 別紙 1-1、1-2 のとおり

協議 2 上越市長選挙における選挙公報の配布について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における選挙公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 約 74,000 部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ 1 部配布
- 3 配布期限 令和 7 年 10 月 24 日（金）… 法定期限：25 日（土）
※各町内会への配送は 10 月 21 日（火）～ 22 日（水）
- 4 依頼文書 別紙 2 のとおり

協議 3 上越市長選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

- 1 選挙事務所への注意喚起
 - ・ 警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
 - ・ 市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
 - ・ 広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、地元警察署への通報を行う。

協議4 令和7年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について

上越市明るい選挙推進協議会と共催で募集中の明るい選挙啓発ポスター及び標語について、次のとおり同協議会と応募作品の審査等の実施を調整してよいか協議する。

- 1 審査日時 令和7年9月17日（水） 午後2時30分から
- 2 会 場 春日謙信交流館 集会室1・2
- 3 内 容 明るい選挙啓発ポスター及び標語の応募作品審査
- 4 審査要領 別紙3のとおり
- 5 表 彰 式 選挙管理委員及び明るい選挙推進協議会委員が同席のもと開催する。
開催時期は令和7年12月下旬の予定（県の優秀作品があった場合は、あわせて表彰する）

<参考>

ポスター作成の集い 会 場（開催日）	参加者 （児童・生徒）	保護者	主催者側	計
柿崎コミュニティプラザ（7/26）	6 人	4 人	5 人	15 人
浦川原コミュニティプラザ（7/29）	9 人	0 人	7 人	16 人
板倉コミュニティプラザ（8/6）	3 人	3 人	6 人	12 人
市民プラザ（8/9）	9 人	3 人	7 人	19 人
合 計	27 人	10 人	25 人	62 人

報告 1 令和 7 年第 4 回（9 月）上越市議会定例会の審議日程等について

本定例会の審議日程について、次のとおり報告する。

1 審議日程

別紙 4 のとおり

2 関係案件

- ・令和 6 年度上越市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

報告 2 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
46	令和7年8月25日	令和 7 年第 17 回（9 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について